概要版

**第３次江戸川区障害者計画**

［令和６年度（2024年度）～令和10年度（2028年度）］

**第７期江戸川区障害福祉計画**

［令和６年度（2024年度）～令和８年度（2026年度）］

**第３期江戸川区障害児福祉計画**

［令和６年度（2024年度）～令和８年度（2026年度）］

**令和６年（2024年）３月**

**江 戸 川 区**



**１　計画策定の背景と趣旨**

区では、地域で暮らす全ての方が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めるため、「江戸川区障害者計画」（以下、「障害者計画」という。）、「江戸川区障害福祉計画」、「江戸川区障害児福祉計画」（以下、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」という。）を策定し、障害者施策を推進してきました。

近年、国では「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等の動きが見られました。

さらに、令和４年(2022年)12月に公布され、令和６年(2024年)４月施行される改正障害者総合支援法等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置が講じられました。

令和５年度(2023年度)をもって現行の「江戸川区障害者計画」及び「第６期江戸川区障害福祉計画・第２期江戸川区障害児福祉計画」が終了となるため、本区の施策進捗状況及び障害者制度の動向や国の指針を踏まえ、「第３次江戸川区障害者計画」及び「第７期江戸川区障害福祉計画・第３期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定します。

本計画は、江戸川区内の障害福祉サービス利用者等を対象としたアンケート調査結果、及び「江戸川区地域自立支援協議会」において懇談会形式で開催した障害のある人やその家族、及び障害福祉サービス関係者からの意見聴収を経てその内容を協議し、意見募集（パブリック・コメント）の結果等を踏まえて策定しています。

**２　計画の位置づけ**

**（１）根拠法令**

本計画は、障害者基本法第11条第３項の規定に基づく「第３次江戸川区障害者計画」と障害者総合支援法第88条第１項の規定に基づく「第７期江戸川区障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第１項の規定に基づく「第３期江戸川区障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。



**（２）江戸川区全体計画との関連**

本計画は、以下の関連計画等との調和と整合の下に、策定しています。

・障害者の権利に関する条約の理念を尊重する。

・「2100年の江戸川区（長期構想）」と方向性を同一にする。

・共生社会の実現に向けた区のＳＤＧｓの取り組みとの調和を図る。

・「第７期江戸川区障害福祉計画・第３期江戸川区障害児福祉計画」（根拠法令：障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20）と整合を図る。

・「東京都障害者・障害児施策推進計画」との連携を図る。

**＜本計画策定の全体像＞**

障害者基本法

障害者基本計画

東京都障害者・障害児施策推進計画

基本指針

障害者総合支援法



**障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例**

**2100年の江戸川区**

**（共生社会ビジョン）**

**●アクションプラン**

**公共施設再編・整備計画**

**2030年の江戸川区**

**（SDGsビジョン）**

**「第３次江戸川区障害者計画」**

― 障害者施策推進の基本的な考え方を定める ―

**「第７期江戸川区障害福祉計画・第３期江戸川区障害児福祉計画」**

― 数値目標、見込量確保のための方策等を定める ―



**３　計画期間**

障害者計画の期間は、令和６年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの５年間とします。

また、同時に策定する障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、国の基本指針により令和６年度(2024年度)から令和８年度(2026年度)までの３年間とします。

**４　計画の推進体制**

本計画は、福祉・保健・医療等のさまざまな関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。

計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化等により、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

本計画の円滑な推進を図るため、江戸川区地域自立支援協議会において進捗状況などの評価及び課題事項の検討を行います。ＰＤＣＡサイクルによる進行管理を行い、施策等の一層の充実、目標数値の達成、サービス見込量の確保に努めます。

計画の内容や方向性を踏まえ、

施策や事業を実施します。

**２　Do（実行）**

計画の目標、サービス見込量や

その確保の方法や方策等を定めます。

**１　Plan（計画）**

評価の結果を踏まえ、必要に応じて、

計画や事業の見直し等を実施します。

**４　Action（改善）**

実績を把握し、分析・評価を行います。

「江戸川区地域自立支援協議会」等で

意見を聴取し、公表します。

**３　Check（評価）**



**５　第３次江戸川区障害者計画の基本的な考え方**

**（１）基本理念**

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

区では、令和12年(2030年)まで目標や具体的施策をまとめた中期計画である「2030年の江戸川区（SDGsビジョン）」とともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を定めました。障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進していきます。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助けあい、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

**「自立」**

**「共生」**

**「社会参加」**



**（２）基本目標**

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標１** | **ともに生きる仕組みづくり** |

区では、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。障害のある人が、個人としての尊厳が尊重され、地域社会の一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保たれ、障害のある人もない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標２** | **やさしいまちづくり** |

すべての人が移動しやすいまち、使いやすい施設づくりを目指します。また、災害時に備え、避難行動要支援者の範囲を見直すとともに、発災時における避難行動要支援者への支援（支援者・避難場所・必要物資・器材）のさらなる検討を行い、具体的な体制整備、物資の確保を行い、発災時に備えます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標３** | **生活を支える基盤づくり** |

障害のある人が、地域で安心して生活をしていくために、福祉・保健・医療等の機関が連携して支援を行うとともに、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための体制（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保・育成、地域の体制づくり）を整備し、地域全体で生活を支える体制を目指します。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標４** | **子どもの健やかな成長を支援** |

子どもの発育や発達への気がかりや心配を抱える保護者が、気軽に身近なところで相談できる環境を整備し、安心して地域で子育てができる支援体制（相談機能、高い専門性と適切な発達支援機能、家庭支援機能）の充実を目指します。早期対応の重要性から未就学児に関わる地域の関係機関に対し、支援内容等の助言・援助機能を強化していきます。

また、子育て支援・保育分野、教育分野の各関係機関と障害福祉サービス機関が連携し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境の整備を進めていきます。

|  |  |
| --- | --- |
| **基本目標５** | **就労と生きがいの機会の提供** |

障害のある人一人ひとりの適性や希望に合った就労支援を提供するとともに、国の就労支援施策改正に沿った新たな支援の整備を進めていきます。また、障害のある人が、区内で気軽に利用できる文化活動、スポーツ活動の実施環境整備及び充実を進めていきます。

**６　成果目標**

| 成果目標 | 国の基本指針に定める目標 | 基準値Ａ | Ａから目指す割合等 | 数値目標 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 令和８年度(2026年度)末時点で、令和４年度(2022年度)末時点の施設入所者数の６％以上が地域生活へ移行することを基本とする。 | 令和４年度(2022年度)末施設入所者数428人 | ６％ | 26人 |
| 令和８年度(2026年度)末時点で、令和４年度(2022年度)末時点の施設入所者数を５％以上削減することを基本とする。 | ― | 428人 |
| 数値目標の区の考え方・区の実情である障害者本人及び家族の高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活を支援する機能を強化するとともに、入所施設の専門的支援については、真に必要とする方のニーズを勘案して定めます。【参考】・東京都の入所施設定員の考え方都内の実情を踏まえ、平成17年(2005年)10月1日現在の入所施設定員数を超えないことを目標とする。 | 〇令和８年度(2026年度)時点において428人を維持 |
| 施設入所支援(各年度３月分) | 令和３年度(2021年度) | 令和４年度(2022年度) | 令和５年度(2023年度) | 令和８年度(2026年度)目標 |
| 426人 | 428人 | 428人 | 428人 |
| 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 令和８年度(2026年度)における精神障害者の精神病床から退院後１年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 | 国の基本指針で示されている目標値については、都道府県で定めることとされておりますが、区では連携を取りながら、各種サービスの充実等により引き続き、入院中の精神障害のある方の地域移行の促進に努めていきます。保健、医療、福祉、介護、当事者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を年２回開催し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。 |
| 令和８年度(2026年度)末の精神病床における１年以上の長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。 |
| 精神病床における早期退院率（入院後３ヶ月時点、６ヶ月時点、１年時点の退院率） |
| 精神障害者の各サービスの目標値 | ＜参考＞　　　　　　　　　　　（各年度３月分） |
| 令和３年度(2021年度) | 令和４年度(2022年度) | 令和５年度(2023年度) | 令和８年度(2026年度)目標 |
| 地域移行支援 | 11人 | 9人 | 11人 | 14人 |
| 地域定着支援 | 80人 | 59人 | 76人 | 88人 |
| 共同生活援助 | 206人 | 235人 | 267人 | 337人 |
| 自立生活援助 | 52人 | 50人 | 53人 | 56人 |
| 自立訓練（生活訓練） | 33人 | 44人 | 58人 | 82人 |



| 成果目標 | 国の基本指針に定める目標 | 基準値Ａ | Ａから目指す割合等 | 数値目標 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地域生活支援の充実 | 令和８年度(2026年度)末までの間に、地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うことを基本とする。 | 面的整備型相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会、専門的人材の確保・育成、地域の体制づくりを具現化 |
| 令和８年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。 | 〇支援ニーズを把握〇基幹相談支援センター、相談支援事業所、発達相談・支援センター等と連携・協働した支援体制を整備 |
| 福祉施設から一般就労への移行等 | 令和８年度(2026年度)中に、一般就労への移行実績を令和３年度(2021年度)実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 | 令和３年度(2021年度)一般就労移行者数　　　　104人 | 1.28倍 | 133人 |
| 令和８年度(2026年度)中に、就労移行支援の一般就労への移行実績を令和３年度(2021年度)実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 | 令和３年度(2021年度)就労移行支援事業の一般就労移行者数96人 | 1.31倍 | 125人 |
| 令和８年度(2026年度)中に、就労継続支援Ａ型の一般就労への移行実績を令和３年度(2021年度)実績の1.29倍以上とする。 | 令和３年度(2021年度)就労継続支援Ａ型の一般就労移行者数　　　　４人 | 1.29倍 | ５人 |
| 令和８年度(2026年度)中に、就労継続支援Ｂ型の一般就労への移行実績を令和３年度(2021年度)実績の1.28倍以上とする。 | 令和３年度(2021年度)就労継続支援Ｂ型の一般就労移行者数　　　　４人 | 1.28倍 | ５人 |
| 令和８年度(2026年度)中に、就労移行支援事業利用終了者のうち一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすることを基本とする。 | 令和３年度(2021年度)実績９事業所/14事業所64.3％ | ５割以上 | 継続 |
| 令和８年度(2026年度)中に、就労定着支援事業の利用者数が令和３年度(2021年度)実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 | 令和３年度(2021年度)就労定着支援事業利用者数112人 | 1.41倍 | 158人 |
| 令和８年度(2026年度)中に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所が全体の２割５分とすることを基本とする。 | 令和３年度(2021年度)実績５施設/９施設55.6％ | 継続 |
| 数値目標の区の考え方 | 〇国が定める目標値を基本としつつ、　これまでの実績を踏まえて設定 |



| 成果目標 | 国の基本指針に定める目標 | 基準値Ａ | Ａから目指す割合等 | 数値目標 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 相談支援体制の充実・強化等 | 令和８年度(2026年度)末までに、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 | 区の地域共生社会の実現に向けた「ミニ区役所構想」と呼応した基幹相談支援センター体制を整備し、相談対応強化に取り組みます。 |
| 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。 | 「江戸川区地域自立支援協議会」において、区内の相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所の協力を得て、事例検討会等を開催し地域の相談体制の強化に取り組みます。 |
| 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 | 令和８年度(2026年度)末までに、障害福祉サービスの質の向上のための体制を構築することを基本とする。 | 障害福祉サービスをコーディネートする相談支援専門員等に向けた「ブラッシュアップ研修」を引き続き実施していき、支援の質の底上げを図ります。また、事業所への実地検査や一斉検査の際に、支援内容や令和４年度（2022年度）から義務化されている虐待防止委員会や身体拘束の適正化に向けた取り組みに関する事項を確認しつつ、令和６年（2024年）４月から義務化されることになる事業所における安全計画等の策定の確認も併せて行うことで、支援の質の向上に取り組みます。 |



| 成果目標 | 国の基本指針に定める目標 | 基準値Ａ | 数値目標 |
| --- | --- | --- | --- |
| 障害児支援の提供体制の整備等 | 令和８年度(2026年度)末までに、児童発達支援センターを区内に少なくとも１か所以上設置することを基本とする。 | 令和４年度(2022年度)実績２か所 | ３か所 |
| 数値目標の区の考え方 | ○令和６年(2024年)４月に区立児童発達支援センターを１か所増設 |
| 令和８年度(2026年度)末までに、区に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。 | 令和４年度(2022年度)実績保育所等訪問事業利用者49人 | 70人 |
| 数値目標の区の考え方 | ○令和６年(2024年)４月に区立児童発達支援センターに併設する保育所等訪問事業を１か所増設 |
| 令和８年度(2026年度)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を区内に少なくとも１か所以上確保することを基本とする。 | 令和４年度(2022年度)実績児童発達支援７か所放課後等デイサービス４か所 | 児童発達支援10か所放課後等デイサービス５か所 |
| 数値目標の区の考え方 | ○令和６年(2024年)４月より区立児童発達支援センターで重症心身障害児の受け入れを開始 |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 医療的ケア児支援関係機関連携会議の開催回数 | ２回 |
| 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置 | 医療的ケア児コーディネーターの数 | 25人 |



**７　障害福祉サービスの見込量**

| サービス種別 | 単位 | 見込量 |
| --- | --- | --- |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 　訪問系サービス |  |  |  |  |
| 　　　居宅介護 | 利用者数 | 1,241 | 1,270 | 1,301 |
| 利用時間数 | 15,574 | 15,874 | 16,191 |
| 重度訪問介護 | 利用者数 | 48 | 49 | 50 |
| 利用時間数 | 14,793 | 14,900 | 14,999 |
| 　　　行動援護 | 利用者数 | 16 | 17 | 18 |
| 利用時間数 | 950 | 1,000 | 1,100 |
| 　　　重度障害者等包括支援 | 利用者数 | 0 | 0 | 0 |
| 利用時間数 | 0 | 0 | 0 |
| 　　　同行援護 | 利用者数 | 197 | 208 | 220 |
| 利用時間数 | 4,334 | 4,576 | 4,840 |
| 　日中活動系サービス |  |  |  |  |
| 　　　生活介護 | 利用者数 | 1,341 | 1,421 | 1,506 |
| 利用日数 | 24,541 | 26,053 | 27,660 |
| 　　　自立訓練（機能訓練） | 利用者数 | 6 | 6 | 6 |
| 利用日数 | 77 | 77 | 77 |
| 　　　自立訓練（生活訓練） | 利用者数 | 80 | 88 | 96 |
| 利用日数 | 1,261 | 1,381 | 1,501 |
| 　　　就労選択支援 | 利用者数 | － | 17 | 33 |
| 　　　就労移行支援 | 利用者数 | 321 | 341 | 362 |
| 利用日数 | 5,588 | 5,947 | 6,330 |
| 　　　就労継続支援（Ａ型） | 利用者数 | 179 | 194 | 212 |
| 利用日数 | 3,264 | 3,556 | 3,906 |
| 就労継続支援（Ｂ型） | 利用者数 | 1,188 | 1,241 | 1,294 |
| 利用日数 | 19,318 | 20,097 | 20,881 |
| 就労定着支援 | 利用者数 | 180 | 199 | 219 |
| 　　　療養介護 | 利用者数 | 59 | 61 | 63 |
| 　　　短期入所（福祉型） | 利用者数 | 124 | 124 | 124 |
| 利用日数 | 1,740 | 1,740 | 1,740 |
| 　　　短期入所（医療型） | 利用者数 | 18 | 28 | 45 |
| 利用日数 | 108 | 168 | 270 |
| 　居住系サービス |  |  |  |  |
| 自立生活援助 | 利用者数 | 65 | 66 | 67 |
| 共同生活援助（グループホーム） | 利用者数 | 749 | 799 | 859 |
| うち、区分４以上 | 260 | 265 | 270 |
| 　　　施設入所支援 | 利用者数 | 428 | 428 | 428 |
| 　相談支援 |  |  |  |  |
| 　　　計画相談支援 | 利用者数 | 1,370 | 1,411 | 1,452 |
| 　　　地域移行支援 | 利用者数 | 13 | 14 | 15 |
| 　　　地域定着支援 | 利用者数 | 95 | 99 | 103 |



**８　障害児支援のサービスの見込量**

| サービス種別 | 単位 | 見込量 |
| --- | --- | --- |
| 令和６年度 | 令和７年度 | 令和８年度 |
| 　　　児童発達支援 | 利用者数 | 1,169 | 1,169 | 1,169 |
| 利用日数 | 8,321 | 8,321 | 8,321 |
| 放課後等デイサービス | 利用者数 | 1,558 | 1,507 | 1,457 |
| 利用日数 | 17,741 | 17,168 | 16,599 |
| 保育所等訪問支援 | 利用者数 | 60 | 65 | 70 |
| 利用日数 | 120 | 130 | 140 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 利用者数 | 3 | 3 | 3 |
| 利用日数 | 15 | 15 | 15 |
| 障害児相談支援 | 利用者数 | 540 | 540 | 540 |
| 障害児入所支援 | 福祉型利用者数 | 6 | 7 | 6 |
| 医療型利用者数 | 4 | 5 | 6 |

**９　地域生活支援事業の構成**

第３次江戸川区障害者計画

第７期江戸川区障害福祉計画

第３期江戸川区障害児福祉計画

概要版

（令和６年(2024年)３月発行）



【編集・発行】

　江戸川区 福祉部 障害者福祉課

　〒132-8501 　江戸川区中央１-４-１

電話　03（3652）1151（代表）

http://www.city.edogawa.tokyo.jp/